



兵庫労働局発表  
平成28年8月5日

報道関係者 各位

〔照会先〕  
兵庫労働局労働基準部  
賃金室  
室長 池山聖子  
専門監督官 小田由起子  
TEL 078-367-9154  
FAX 078-367-9165

## 兵庫県最低賃金時間額の25円引上げを答申

—時間額819円に—

平成28年8月5日、兵庫地方最低賃金審議会（会長 しみず しんいち 清水 信一。以下「審議会」という。）は、「兵庫県最低賃金の改正決定」について、慎重に調査審議を重ねた結果、県内の全ての事業場で働く労働者に適用される兵庫県最低賃金の改正について、下表のとおり金額を引き上げる旨、兵庫労働局長（こばやし けん 小林 健）に答申を行った。

兵庫県最低賃金改正決定の答申	
兵庫県最低賃金	時間額819円
引上げ額	25円
効力発生の日	最短発効予定日* 平成28年10月1日

※次頁2参照

## 1 審議会の答申

審議会は、平成28年7月5日に、兵庫労働局長から平成28年度兵庫県最低賃金の改正諮問を受け、専門部会を設置して、慎重に調査審議を重ねた結果、8月5日に兵庫労働局長に対して、兵庫県最低賃金の金額を、時間額819円（引上げ額25円）に改正することを答申した。

審議会においては、「平成28年度地域別最低賃金額改定の目安について」（平成28年7月28日中央最低賃金審議会答申）を参考にしつつ、地域における労働者の賃金水準等を考慮し、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものである。

## 2 兵庫県最低賃金の決定までの今後の予定

- (1) 兵庫労働局長は、答申に対する異議の申出を平成28年8月22日まで受け付ける。
- (2) 兵庫労働局長は、答申及び異議申出があった場合の審議会の審議結果など審議会の意見を聴いて、兵庫県最低賃金の改正を決定し、官報に公示する予定である。
- (3) 改正された兵庫県最低賃金は、平成28年10月1日から発効する予定である。



平成 28 年 8 月 5 日

兵庫労働局長  
小林 健 殿

兵庫地方最低賃金審議会  
会長 清水 信一

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 28 年 7 月 5 日付け兵労発基 0705 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成 26 年 10 月 1 日発効の兵庫県最低賃金（時間額 776 円）は平成 26 年度の兵庫県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の答申に当たっては、①最低賃金引き上げに伴い大きな影響を受けるのは、兵庫県内の中小企業・小規模事業者である。このような中小企業・小規模事業者の経営力強化、生産性向上の取組に対して、必要とする中小企業・小規模事業者が使いやすい、実効性のある支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むなど、政府として、早急に責任をもって対策を講じること。また、その支援の結果については、速やかに報告すること、②中央最低賃金審議会の目安について、中央最低賃金審議会において三者合意に至っておらず、政府主導により示されたものとなっている。したがって、目安制度の在り方に関する議論を加速し、地方最低賃金審議会において、地方の実態を踏まえた議論が可能となり、その裁量が発揮できるようにすること、を強く要望する。



別紙 1

### 兵庫県最低賃金

- 1 適用する地域  
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間819円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり



別紙 2

## 兵庫県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 兵庫県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 776 円
- (3) 発 効 日 平成 26 年 10 月 1 日

### 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
12～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
平成 26 年度
- (3) 生活保護水準（平成 26 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の兵庫県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（110,230 円）。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると兵庫県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）最低賃金 1 箇月換算額

776 円（兵庫県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）

×0.833（可処分所得の総所得に対する比率※）＝112,346 円

※ 平成 28 年 7 月 21 日付け中央最低賃金審議会目安に関する小委員会資料の「都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析」に示された比率。